

宗像市青少年指導員設置規程を廃止する理由書

青少年指導員会は、現在教育委員会から157名が委嘱を受けており、子ども課との合同パトロールや白ポスト（有害図書類）の回収の実施、青少年に対する有害環境の調査・通報、青色回転灯搭載車両によるパトロールの実施など地区（市）内の青少年の健全育成を中心とした活動を行っています。

一方、現在市ではコミュニティ施策を進めており、地域での活動が可能なものについては、出来る限り地域で担って頂くことを基本に組織の再編成が進められているところです。

青少年の健全育成についても、各コミュニティ運営協議会の青少年健全育成活動に関する部会を核とし、家庭・学校・地域が一体となった取り組みを進めていただきたいと考えております。

すでに、多くの地域で地域パトロールや街頭指導など青少年の健全育成を目的に、コミュニティ運営協議会の部会や警察補導員会、地域ボランティア団体、小・中学校のPTA等様々な方々が活動されており、今後は、このような団体による一体的な青少年指導員会に限らない活動が望まれています。

また、現在の青少年指導員に対する委嘱期間が終了する平成19年度以降の青少年指導員会のあり方について検討をお願いした地区会長会議（9/6実施）においても、コミュニティの中での自主的な活動が可能であるとの意見が出され（別紙）、平成18年度をもって地区会長会を解散する方向での意見が集約されたところです。

以上の状況を総合的に判断し、今回宗像市青少年指導員設置規程を廃止するものです。

なお、市内では幸いにも児童・生徒の誘拐・殺人など凶悪な事件・事故は発生しておりませんが、その可能性は多分にあると考えられ、今後とも事件・事故を未然に防ぐための体制作りが必要であると考えています。子どもたちの安全確保を図るため、各コミュニティ運営協議会に地域の状況に応じた体制作りをお願いしていくよう考えております。

また、教育委員会としましては、コミュニティとの連携のもと情報提供や情報交換・研修会の開催などを積極的に行っていく予定です。

宗像市青少年指導員設置規程を廃止する規程

宗像市青少年指導員設置規程（平成15年宗像市教育委員会訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

○宗像市青少年指導員設置規程

平成15年4月1日
教育委員会規則第6号

(設置)

第1条 青少年の非行防止と健全な育成の諸活動を促進するため、青少年指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(職務)

第2条 指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 青少年の健全な育成に必要な指導及び助言に関すること。
- (2) 青少年の健全な育成に有害な影響を及ぼす環境の浄化に関すること。
- (3) その他青少年の健全な育成に関すること。

(平17教委訓令2・一部改正)

(定数)

第3条 指導員の定数は、200人以内とする。

(委嘱及び任期)

第4条 宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる者を指導員に委嘱する。

- (1) 宗像市まちづくり交付金交付規則(平成17年宗像市規則第22号)第2条第2項に定めるコミュニティ運営協議会において当該コミュニティ運営協議会の長から推薦を受けた者
 - (2) 宗像市立の小学校及び中学校の校長の推薦を受けた者
 - (3) 大型店舗等の店長又は保安担当者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 指導員は、再任されることができる。

(平17教委訓令2・一部改正)

(解任)

第5条 教育委員会は、指導員が心身の故障その他の事由により職務の遂行ができないと認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、任期中においてもこれを解任することができる。

(平17教委訓令2・一部改正)

(守秘義務)

第6条 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導員会)

第7条 指導員の職務を円滑に遂行するため、全ての指導員で構成する青少年指導員会(以下「指導員会」という。)を設置する。

- 2 指導員会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、第9条第2項の地区会長の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、指導員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平17教委訓令2・一部改正)

(地区会長会議)

第8条 指導員会の運営を調整するため、次条第2項の地区会長で構成する地区会長会議を設置する。

- 2 地区会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

(平17教委訓令2・一部改正)

(地区会議)

第9条 宗像市地区設置規則(平成17年宗像市規則第23号)第2条第1項に定める地区(以下「地区」という。)に、当該地区の指導員で構成する地区会議を設置する。

- 2 地区会議に地区会長を置く。
- 3 地区会長は、当該地区の指導員の互選により定める。
- 4 地区会長は、当該地区の事務を掌理する。

(平17教委訓令2・一部改正)

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別に定める。

(平17教委訓令2・一部改正)

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日教委訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。